

平成28年11月1日
大東市総務部契約課

建設工事にかかる最低制限価格の見直しについて

本市が発注する公共工事の入札案件については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行の確保を図るため、最低制限価格を設定しております。

入札契約適正化法ならびに適正化指針を踏まえ、品質確保や適正価格での契約を推進するため、ダンピングや下請業者・労働者へのしわ寄せの防止等の観点から最低制限価格を下記のとおり見直します。

記

1. 算出方法

現 行		改正後
① 直接工事費×80%の額	→	① 直接工事費× <u>95%の額</u>
② 共通仮設費×70%の額	→	② 共通仮設費× <u>90%の額</u>
③ 現場管理費×70%の額	→	③ 現場管理費× <u>80%の額</u>
④ 一般管理費×30%の額	→	④ 一般管理費× <u>55%の額</u>

上記の規程により算出して得た各々の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

①から④の合計額を最低制限価格とする。

『設定範囲』 予定価格の70%から90%の範囲内

2. 対象工事

予定価格（税込）が130万円を超える工事。

3. 施行期日

平成29年1月1日以降に公告する入札から適用とする。